

福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託

一般競争入札
入札説明書

令和6年6月

福島県総務部施設管理課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、福島県が発注する委託契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 業務の委託範囲と委託契約に含まれる附帯の条件
 - ア 駐車場管制装置（以下「装置」という。）の設置及び附帯する工事
 - イ 装置の二次側電気工事
 - ウ 装置の保守・メンテナンス
 - エ 使用料収入に係る収納事務を含む日常運営・管理業務
 - オ 24時間のスムーズな利用者対応を図るための通信手段の設置及びコールセンター一等対応の実施
 - カ 防犯対策に伴う設備（精算機保護、監視カメラ等）の設置と対応業務
 - キ 本契約業務を遂行するにあたって必要な各種保険の付保
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和6年7月1日から令和11年6月30日まで
- (4) 業務箇所
福島県庁舎外来駐車場（以下「駐車場」という。）
- (5) 駐車場の概要
 - ・所在地：福島県福島市杉妻町14番1号
 - ・収容台数：350台
 - ・面積：9,336.34㎡
 - ・形態：屋外平面（一部自走2段式 1階 44台 2階 39台）
 - ・出入口：入口1か所、出口1か所
- (6) 駐車場の使用時間
 - ・1日の使用時間：午前0時から午後12時までの24時間
 - ・使用期間：年間無休
 - ・使用形態：一時利用
- (7) 利用料金収入
利用料金は全て県の収入とする。（利用料金体系は別紙仕様書を参照）

3 入札参加する者に必要な資格に関する事項

入札者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しないものであること。
- (5) 過去2年間において国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の駐車場運営管理業務を12か月以上継続して履行した実績があること。

4 業務の内容

福島県が委託する業務の内容については、「福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託仕様書」に定めるところによるほか次によるものとする。

(1) 事業者の業務範囲

ア 事業者は、駐車場に装置等の設置を行うものとする。なお、これを実施する上で必要な許認可申請を含むものとする。

イ 事業者は、事業期間終了までの期間、駐車場に設置した装置等を所有し、駐車場の運営管理業務を実施するものとする。

ウ 事業期間は、令和6年7月1日から令和11年6月30日までとする。

エ 事業期間終了後、本駐車場に設置した機械機器等を事業者の負担で撤去し、原状復帰するものとする。ただし、県及び事業者双方の協議により、事業期間を一定期間延長することができるものとする。

(2) 事業のスケジュール

令和6年7月 契約の締結、装置等の設置

(3) 事業者を求める条件

事業者には、次に掲げる条件を求めるものとする。

ア 駐車場への装置等の設置

① 駐車券発行機、自動料金精算機を備え、自動車の入出庫が全自動で行えるものとする。

② 自動料金精算機は各種紙幣、硬貨対応の機種とし、釣り銭切れ等の起こらないようにすること。（ただし、防犯対策上使用できる紙幣は千円札のみとする。）

③ 自動料金精算機には電話若しくはインターフォンを取り付け、トラブル等発生時には事業者と駐車場利用者が24時間直接連絡できるようにすること。

④ 装置等の設置・撤去に当たっては、安全管理を徹底するとともに、騒音、振動、粉塵等の対策を適切に行い、関係法令等の基準を遵守すること。

- ⑤ 近隣その他からの苦情が発生しないよう細心の注意を払い、万が一発生した苦情等については、事業者において解決すること。
- ⑥ 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう細心の注意を払い、設置工事中に汚損、破損した場合の補修、補償は事業者が負担すること。
- ⑦ 設置工事により発生した廃棄物等については、法令等により定められた方法により処理すること。
- ⑧ 設置工事期間中、周辺道路を使用する場合は、道路管理者と協議するとともに、周辺の交通に支障とならないよう実施すること。
- ⑨ 設置工事の施工に当たっては、駐車場の運営及び利用に支障が生じないよう最大限配慮し実施すること。その際、必要に応じ誘導員等を配置すること。

イ 駐車場の運営管理

- ① 県庁への用務による来庁者に無料処理を行うため、持ち運び可能な20台の割引認証機を設置すること。なお、設置場所は県が定めるものとする。
- ② トラブル発生等、緊急・非常時の対応が迅速に行えるようにすること。
- ③ 駐車場使用料の収納入金事務（週2回）及び廃券処理を行うこと。
- ④ 管理業務に関する報告をもれなく速やかに行うこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部施設管理課
電話024-521-7080（直通）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和6年6月14日（金）午前10時30分
福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎3階326会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札は、入札書（様式4）により、上記5(2)の日時、場所にて行うので、本人又は代理人が出席すること。
なお、入札の日時に遅刻した者は入札に参加できない。
また、出席に当たっては、入札出席者届（様式6）を提出すること。
- (2) 代理人出席の場合は、委任状（様式5）を上記5(2)の場所で提出すること。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、5年間の総額を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること。）

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 開札等に関する事項

(1) 落札候補者について

最低価格で入札又は見積りをした者（予定価格を下回る者に限る。）を落札候補者とし、その場で落札候補者を読み上げる。なお、落札候補者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

(2) 入札の回数

開札の結果、落札候補者がいない場合は直ちに再度入札を行うこととする。

再度入札は2回までとし、それでも落札候補者がいない場合は、直ちに随意契約に移行する。

その際は、見積書（様式8）に必要事項を記載して提出すること。

(3) 落札者の決定について

落札候補者が3で示す入札参加資格要件に適合した場合、その者を落札者とし、その場で発表する。

8 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

上記3で示す条件を満たしているか確認するため、開札実施後、入札会場において資格確認に必要な書類を求めることとする。落札候補者はその場で次に示す資格確認に必要な書類を、入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に添えて提出しなければならない。

〈資格確認に必要な書類〉

① 法人登記簿謄本（コピー可）

② 印鑑証明書（コピー可）

③ 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）

④ 業務実績証明書（様式2）（原本とする）

⑤ 入札保証金納付免除申請書（様式3）・・・・・・・・・・免除を申請する者

・保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに「入札保険証券原本」を提出すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）

・業務実績による免除申請者は「業務実績証明書（様式2）」を提出すること。なお、入札参加実績による免除要件とは異なるので注意すること。

(2) 入札参加資格の審査及び決定

落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認及び決定は、入札参加者立ち会い

の元行うこととする。

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、理由を説明した上で、無効とし、その場で、予定価格内で次に低い価格で入札又は見積りをした者を落札候補者とし審査を行うこととする。

なお、その際において予定価格内で入札又は見積りをした者がいない場合は、再度入札又は見積りを実施する。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（上記8の(1)の⑤で指定する入札保証金納付免除申請書を提出すること。）
- (4) 財務規則第249条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を申請する者は次の点に特に注意すること。
 - ア 入札保証金の免除に係る要件は上記3の(5)に記載する入札に参加する者に必要な資格の要件とは異なること。
 - イ 次のいずれも満たしていなければならないこと。
 - (ア) 入札保証金の免除の対象となるのは、過去2年間のみであるので、令和4年6月以降に業務を実施しているものに限られること。
 - (イ) 入札保証金の免除には同規模の駐車場運営管理業務を12か月以上継続した実績が必要であり、かつその実績が2つ以上必要となること。

なお、12月を超えて契約している場合、2つの契約として捉えることも可能とする。（24月の契約の場合、12月の契約2つとするなど）
 - (ウ) 入札保証金の免除の対象となるのは、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人に関する業務のみであること。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び253条に定めるところによる。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式7）により関係職員に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限は令和6年6月7日（金）午後5時15分までとする。

質問書によるものは入札仕様書等に関する回答書（様式7-1）を県のホームページに登載する。

(登載予定 令和6年6月11日(火))

- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引替え又は撤回することができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない

い入札又は後発の入札

- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則231条及び第233条に定めるところによる。

14 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

15 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、契約書に基づき毎月支払うものとする。

16 その他

契約の内容及び処理に関する疑義については、必要に応じて県及び事業者双方の協議により定めるものとする。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) から (4) まで （略）

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 2 2 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) （略）
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) から (18) まで （略）

2 （略）

（参考）

福島県財務規則施行通達（抜粋）

第 84 条関係

1 （略）

2 第 1 項第 10 号の「官公署」には独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。（第 95 条、第 208 条、第 227 条、第 229 条、第 249 条及び別表第 4 において同じ。）——

様式1

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者・職氏名

電 話 番 号 ()

作成担当者職・氏名 ()

令和6年6月3日付け公告の福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 法人登記簿謄本（コピー可）
- 2 印鑑証明書（コピー可）
- 3 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）
- 4 業務実績証明書（様式2）
- 5 入札保証金納付免除申請書（様式3）（免除を申請する場合）

(注) 添付書類の番号に○印を付すこと。

業 務 実 績 証 明 書

業 務 名	
契約金額	
履行場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで (完了・履行中) 年 月 日から 年 月 日まで (完了・履行中) 年 月 日から 年 月 日まで (完了・履行中)

(注) 1 履行期間については、契約が12か月以上にわたる場合は、12か月単位で記入してください。

(受託者) _____ 様

上記の駐車場運営管理業務を貴社が履行したことを証明する。

また、当団体は、国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）であるかについては、次のとおりである。

<input type="checkbox"/>	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である。
<input type="checkbox"/>	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人ではない。

令和 年 月 日

証明団体 _____

職・氏名 _____ 印

〔 証明担当者 課・氏名
連絡先 _____ 〕

※ 上記の証明は福島県の県庁舎外来駐車場運営管理業務委託に係る入札参加資格の有無を判定する資料として使用させていただきます。

※ この証明書は入札保証金や契約保証金の免除の申請書としても併せて使用する場合がありますため、貴団体が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人に該当するかも併せて確認させていただきます。該当の有無について記載（該当する側に○）をお願いします。

様式3

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
 - 2 入札参加者が、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する業務実績証明書（入札参加資格確認申請書に添付して提出済のものについては、その写しで可とする。）
- ※ 2により入札保証金の免除を申請する者は、入札説明書の9入札保証金をよく確認すること。

（注）添付書類の1又は2に○印を付すこと。

様式4

入 札 書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

業 務 名 福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託

履 行 期 間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

業 務 箇 所 福島県庁舎外来駐車場（福島県福島市杉妻町14番1号地内）

この入札保証金 円

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

(代理人氏名)

印

印)

(押印を省略する場合のみ余白に記載)

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

福島県知事 内堀 雅雄

(注) 金額の文字については頭に円を付すこと。

代理人をして入札する場合は、代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

様式5

委 任 状

私は今般都合により (使用印鑑 印) を代理人とし、下記業

務の入札及び見積並びに開札の立会いに関する一切の権限を委任します。

- 1 業 務 名 福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託
- 2 履 行 期 間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで
- 3 業 務 箇 所 福島県庁舎外来駐車場(福島県福島市杉妻町14番1号地内)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

福島県知事 内堀 雅雄

※(押印省略可)

様式6

入札出席者届

令和 年 月 日

入札参加者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

1 業 務 名

福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託

2 出 席 者

(1) 代表者（個人の場合は本人）又は代理人

職 名	氏 名	備 考

(2) その他出席者

職 名	氏 名	備 考

様式7

入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号 ()
作成担当者職・氏名 ()

業務名	福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託
質 問 事 項	

入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県総務部施設管理課長

業務名	福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託
質 問 事 項	
回 答 事 項	

様式8

見 積 書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

業 務 名 福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託

履 行 期 間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

履 行 場 所 福島県庁舎外来駐車場（福島県福島市杉妻町14番1号地内）

この入札保証金 ￥

上記のとおり見積りします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者・職氏名

(代理人氏名

印

印)

(押印を省略する場合のみ余白に記載)

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先 (電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先 (電話番号)

福島県知事 内堀 雅雄

(注) 金額の文字については頭に¥を付すこと。
代理人をして入札する場合は、代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。